

平成23年 第2回臨時会

厚岸町議会会議録

平成23年3月29日開会

平成23年3月29日閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成23年 厚岸町議会 第2回臨時会 会議録			
招 集 期 日		平成23年3月29日	
招 集 場 所		厚岸町 議場	
開催日時	開 会	平成23年3月29日 10時00分	
	閉 会	平成23年3月29日 11時01分	

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	音喜多 政 東	○	9	菊 池 賛	○
2	堀 守	○	10	谷 口 弘	○
3	佐々木 敬 治	○	11	大 野 利 春	○
4	高 橋 奏	○	12	岩 谷 仁悦郎	○
5	中 川 孝 之	○	13	室 崎 正 之	○
6	佐 齋 周 二	○	14	竹 田 敏 夫	○
7	安 達 由 圃	○	15	石 澤 由紀子	○
8	中 屋 敦	○	16	南 谷 健	○
以上の結果、出席議員16名 欠席議員0名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	佐 田 靖 彦	議 事 係 長	田 崎 剛
--------	---------	---------	-------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1) 町長部局

町長	若狭	靖
副町長	大沼	隆
総務課長	佐藤	悟
税財政課長	小島	信夫
まちづくり推進課長	湊谷	政弘
町民課長	米内山	法敏
保健介護課長	久保	一将
福祉課長	松見	弘文
環境政策課長	大崎	広也
産業振興課長	高谷	高
建設課長補佐	水上	拓
病院事務長	土肥	正彦
水道課長	常谷	智晴
特老施設長	桂川	実
会計管理者	田辺	正保
農業委員会事務局長	高谷	高

(2) 教育委員会

教育長	富澤	泰
管理課長	須佐	祐吉
生涯学習課長	稲垣	聡
体育振興課長	高根	行晴

1. 会議録署名議員 2 番 堀 守 3 番 佐々木 敬 治

1. 会 期
3 月 29 日の 1 日間

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

平成23年厚岸町議会第2回臨時会議事日程

平成23年3月29日

午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4	議案第37号	厚岸町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第38号	厚岸町東北地方太平洋沖地震災害に係る災害援護資金の貸付けに関する特例条例の制定について
6	議案第39号	厚岸町東北地方太平洋沖地震災害に係る中小企業者等に対する復旧資金利子補給に関する特例条例の制定について
7	議案第40号	平成23年度厚岸町一般会計補正予算

厚岸町議会 第2回 臨時会 会議録

午前10時00分

●議長（南谷議員）ただいまから平成23年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、2番堀議員、3番佐々木議員を指名いたします。

日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口委員長。

●10番（谷口委員長） 本日、9時30分より第5回議会運営委員会を開催いたしましたのでご報告申し上げます。議件は、第2回臨時会の議事運営についてであります。

1、町長提出の議案についてであります。

(1)議案第37号、厚岸町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について。

(2)議案第38号、厚岸町東北地方太平洋沖地震災害に係る災害援護資金の貸付けに関する特例条例の制定について。

(3)議案39号、厚岸町東北地方太平洋沖地震災害に係る中小企業者等に対する復旧資金利子補給に関する特例条例の制定について。

(4)議案第40号、平成23年度厚岸町一般会計補正予算。本4件についていずれも、本会議において審査する事に決定をいたしました。

2、会期の決定についてであります。本日、1日間であります。以上であります。

●議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただ今の議会運営委員会報告にありましたとおり、本日、1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日、1日間とすることに決定しました。

日程第4、議案第37号、厚岸町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し提案理由の説明を求めます。福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ただ今上程いただきました議案第37号、厚岸町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。厚岸町災害見舞金支給条例につきましては、災害により被害を受けた方に対し災害見舞金を支給するために必要なことを条例に規定、整備を行っているものです。3月11日発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、本町においても被害が発生したところがあります。このような状況において、町としても被災された町民に対しお見舞いをしようとするものでありますが、これまで各種災害によって被災された方々への見舞金につきましては、本条例に基づくもののほか、大きな災害が発生した都度、特例条例を設けてこれに上乘せする形で支給して参りました。

しかし、特例条例によることとしておくことは、事務が煩雑になるばかりではなく、時間も要することから、本条例を見直すことで見舞金を一体化、速やかな対応ができるようにしようとするものであります。お手元に配布の厚岸町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

見舞金の額は別表に規定されているものでございます。別表中、住宅被害における全焼、全壊、流失、埋没につきましては、1世帯につき、単身の世帯で2万円を5万円に。2人以上の世帯で5万円を10万円に改め、半焼、半壊、半流失、半埋没、床上浸水につきましては、1世帯につき、単身の世帯で1万円を3万円に、2人以上の世帯で2万円を5万円に、それぞれ引き上げる内容でございます。

附則でございます。この条例は平成23年4月1日から施行し、津波被害を受けた平成23年3月11日から適用するものであります。第2項は改正前の条例により支払われた見舞金は改正後の見舞金の内払とするみなし規定であります。なお、この改正に伴う所要額は193万円と見込んでおり、これに関わる平成23年度一般会計補正予算は、別途、今議会に提出させていただいております。以上、大変雑駁な説明ではありますが、ご審議いただきご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。1番、音喜多議員。

●1番（音喜多議員） まず、確認しておきたいのは、説明資料で別表の中で、大きな被害を受けた全焼だとか全壊だとか流失、埋没とか、こういった方はいないんだろうと思うんですが。

今回の被害の中で、主たるは床上浸水が多いのではないかというふうに想定されます。この床上浸水になったというか、対象者は前回の定例会の最終日までには、80何戸ですか報告がありましたけれども、その後、増えているのかどうなのか。最終的今の段階で床上浸水に、対象になる方は何戸あるのか、それがまず1点。それから半流失だとか半埋没とか、もっと被害が大きいというか、そういった方の世帯があったのかどうかということが2つ目。それから3つめとして、今回、3月11日に遡って、これは適用しますよというふうに今、お話しされました。主には津波被害ということでございましたが、この説明資料の別表で見ていくと、全焼、全壊の類もこの類に入ると。たまたま厚岸町は3月18日に火災で全焼とも全壊とも、門静で起きた火災があるわけですが、その場合もこの条例で行くと、遡って3月11日から適用すると。いわゆる東北太平洋地震というふうに限定していま

せんから、そうなるとその部分も対象になるのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 厚岸町災害見舞金支給条例については、住宅に対する被害の見舞いを主としております。そこで、全壊、あるいは埋没といった被害については、今回はないというふうに把握した内容でございます。今回の、この見舞金の対象となるのは、床上浸水ということがまず1点でございます。また、件数でございますけれども、先般の定例会での行政報告の中で88件という数字を報告させていただいております。その後、私も調査に出向いた結果、床上浸水ではないという確認をさせていただいた内容がございまして、その結果、23件が床上浸水、住宅に係る床上浸水ではなかったと、幸いにもということでございました。その後、さらに防災無線、あるいは民生委員さんの協力もいただいて調査をさせていただいたところ、4件、その時点で判明していなかった床上浸水が判明しまして、調査に伺わせていただいたところでございます。なお、今日現在におきましては、単身で22世帯、2人以上で45世帯、計67世帯の調査を終えているところでございます。また、3点目の、先般、火災のあった件でございますけれども、適用日が3月11日ということでございますので、それらも含めた改正、この適用を受けるものでございまして、この度の火災についても改正後の見舞金ということになるわけでございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第5、議案第38号、厚岸町東北地方太平洋沖地震災害に係る災害援護資金の貸付けに関する特例条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ただ今上程いただきました議案第38号、厚岸町東北地方太平洋沖地震災害に係る災害援護資金の貸付けに関する特例条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。3月11日発生した東北地方太平洋沖地震による津波により本町においても被害が発生したところであります。このような状況において、町としても被災された町民に対し、先に上程いたしました議案でも説明したとおり、これまでの特例条例においては見舞金と貸付金の特例条例を制定しておりましたが、見舞金は一体化した制度を整備し、災害復旧にあたっていただこうとするものです。本条例は貸付金についての内容としています。条例の内容についてご説明申し上げます。題名を、厚岸町東北地方太平洋沖地震災害に係る災害援護資金の貸付けに関する特例条例としております。

第1条の目的につきましては、厚岸町内において災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について定めることを目的とするところであります。

第2条は定義です。1号では、災害の定義を特定するものとして、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震により生じた災害としております。第2号は住宅としてその建物のうち居住の用に供している部分とする内容としています。

第3条は、災害援護資金の貸付けを行う規定として、災害により住宅、家財、水道装置等に被害を受けた世帯主に対して貸付けをできるようにするものです。十勝沖地震災害と同様としています。なお、生活保護法に基づく被保護者を除きますのは、同法に基づく住宅扶助における補修費等維持費、被服費、家具什器費、配電、水道、下水道整備費として支給される規定があるために除外させていただきました。なお、十勝沖災害に係る特例条例では、被害区分ごとに被害額50万円以上の被害を貸し付けの要件として規定しておりますが、このたびの災害につきましては要件を規定せず、幅広い方々に貸付けを行えるようにしているところであります。

第4条は災害援護資金の限度額として、住宅の損害で100万円以内、家財の損害で30万円以内、住宅に係る水道装置等の損害で50万円以内を限度とする内容でございますが、住宅の損害につきましては、十勝沖地震災害に係る特例条例においてこのたびの被害に相当する被害区分での住宅の損害の内、一部損害の災害援護資金の限度額50万円としているところを、住宅の構造部分の改修資金にも役立つように100万円に増額することで、最大限度額は180万円となる内容であります。

第5条は償還期間等で、償還期間を7年以内、据置期間を1年とし、償還方法を年賦償還又は半年賦償還、繰上償還できる規定。

第6条の災害援護資金は、無利子とする規定。

第7条の、災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てるものとし、保証債務は違約金を包含する規定。

第8条の償還免除。

第9条の一時償還。

第10条の違約金。

第11条の償還金の支払猶予の規定につきましては、いずれも十勝沖地震災害に係る特例条例と同様としてございます。

第12条は、規則への委任規定でございます。

附則でございます。この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。なお、この改正に伴う所要額は、900万円と見込んでおり、これに関わる平成23年度一般会計補正予算は、別途、今議会に提出させていただいております。以上、大変雑駁な説明ではありますが、ご審議のうえご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。ございませんか。10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） 一つは、名称というか、厚岸町東北地方太平洋沖地震災害って、厚岸の場合使っていますけれども。気象庁だとかニュースを見ていると東北、関東大震災と

いうふうになっているんですけれども、この名称の使い方はどういうところからこういうふうになっているのか。北海道全体がこういう名称を使うようになっているのか。行政としての呼び方が今回の地震に対してこういう呼び方なのか、この辺はどういうふうになっているのか、こういう名前で補助金等もいいのかどうなのかお伺いをしたいというのがまず、1点です。それから今回、住宅等の貸付け限度額を引き上げて、180万円ですか、以内というふうになったんですけれども。実際にこれをやると、相当の人の申し込みがあるのではないのかなというふうに思いますけれども、保証人等がどうしても立てられない人が、この資金を使いたいという場合は、結果的には、制度あって運用なしということになるような心配はないのかどうなのか。その辺は何らかの手立てを考えているのかどうかお伺いしたいというふうに思いますが、いかがですか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） お答え申し上げます。一つめの本条例の名称についてでございます。厚岸町東北地方太平洋沖地震災害に関わる云々という名称につきましては、気象庁が東北地方太平洋沖地震という名称を命名いたしました。この気象庁の、今回の地震の名称を公式の名称として、町の条例でございますのでその前に、厚岸町という名称をつけてこの条例の命名というか、条例の名称にしたところでございます。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 保証人の件でございます。保証人の規定につきましては、第7条で規定をさせていただいているところでございまして、保証人を立てなければならないという規定でございまして、取り扱いについては保証人を求めていくという内容でございますが、基本的に貸付金につきましては、お戻しいただくことになりますのでそういったことの必要性から保証人については、つけていただいておりますのでそういったこと、そのようなことでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） 名称については、あまり重要な問題ではありませんけれども。保証人の問題なんですけれども、結果的にそうであれば、例えば保証人、誰もなってくれなかったらどうするんですか。いろいろな人に頼んだと、だけど残念ながらその人はそれほど日頃つきあいがないと。あるいは近所に最近引っ越してきたとか、そういういろいろなケースが考えられるんですけれども。結果的に、例えば返す能力はあっても保証人がないのだめなんですか、その辺はどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ただ今提案させていただいている条例の内容につきましては、保証人を立てなければ貸付けはできないという規定でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） そうするとあれですね。中にはこの条例を作ったけれども、対象からはずれる人もあるのが当たり前ですよというふうに理解していいんですね。災害被災者を援護すると謳っているけれども、そういうことがきちっとできない人は、その対象になりませんよと。場合によってはこれができないばかりに厚岸町を離れざるを得ないということも仕方がないというふうに理解していいということですね。そういう条例を厚岸町が作ったということで、我々理解いたしますけれども、それでよろしいんでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 保証人を立てなければならないということが、条例上規定される内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。7番、安達議員。

●7番（安達議員） このたびの東北地方を襲った大地震、それに伴って大津波、原発の事故。大変な災害になったわけですが、今回の提案された38号は特例条例ということなんですけれども、この災害には天災と言われるものがいろいろあります。例えば、今回のような厚岸町を襲った広範囲に被害を及ぼすような被害、それから竜巻だとか台風や低気圧、それからそういう様々な災害があるわけなんですけれども。そういう部分的な災害についてはこういう災害援護資金というのは、該当しないものなんですか、その辺をお聞きしたいんですが。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） お答え申し上げます。今回の議案第38号の貸付金条例につきましては、先ほど福祉課長の方から説明申し上げたとおり、今回の東北地方太平洋沖地震に関わる部分に限定させていただいております。したがって、例えば先ほど議員がおっしゃいました竜巻ですとか、そういうことは、今回はこの中には想定してございません。ご了承くださいと思います。

●議長（南谷議員） 7番、安達議員。

●7番（安達議員） それはわかるんです。今回、特例条例ということですから。これなくて、先ほど言ったような部分的な天災何かで受けた被害は、こういう貸付資金は該当

しないのかということなんです。これとはちょっとはずれますけれども、どの範囲までこの特例条例というか、それ以外の災害、言っていることがわかりますか。そういう場合はこういう貸付制度が該当するのかということなんです。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） お答え申し上げます。このたびの38号の条例は、今回、甚大なる被害を被ったということで、特例条例ということで上程させていただいております。議員のご質問につきましては、これ以外の場合の町としての特例条例なりの支援策と理解してご答弁させていただきます。例えばこれ以外の天災。豪雨、台風、いろいろあると思います。その災害の程度に応じて、いわゆる被害の程度に応じて町として救済策を特例として設けなければならないと、そのつど、その災害の状況を判断し特例条例を制定するという判断をして臨んでいくこととなると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。他にございませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第6、議案第39号、厚岸町東北地方太平洋沖地震災害に係る中小企業者等に対する復旧資金利子補給に関する特例条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ただ今上程いただきました議案第39号、厚岸町東北地方太平洋沖地震災害に係る中小企業者等に対する復旧資金利子補給に関する特例条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。本条例は3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、厚岸町内において被害を受けた中小企業者等に対し、過去の大地震発生による特例条例の制定を踏まえ、被害を受けた中小企業者等の復旧資金借り入れに伴う利子の一部を補給し、早期に経営の回復を図っていただきたく金融支援を行うものであります。議案書の5ページをお開き願います。題名を、厚岸町東北地方太平洋沖地震災害に係る中小企業者等に対する復旧資金利子補給に関する特例条例としております。

第1条の目的につきましては、厚岸町内において災害により被害を受けた中小企業者等に対し、復旧資金の借り入れに伴う利子の一部を普及し、中小企業者等の経営の早期回復に資することを目的としております。

第2条は定義でございます。第1号の災害とは、平成23年3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震により生じた災害としております。第2号の、中小企業者等は、北海道の中小企業融資制度の定義に合わせる形で、中小企業信用保険法第2条第1項各号に規定する中小

企業者であって、町内に事務所若しくは事業所又は住所を有する者とし、町の中小企業融資の貸付けを受けることができる者を包含した規定としております。第3号の復旧資金は、平成23年6月30日までに災害による被害の状況を町長に届け出て、9月30日までに融資の実行があった北海道の平成23年東北地方太平洋沖地震災害に係る災害貸付け融資要領による貸付資金及び厚岸町中小企業融資規則による貸付金としております。

第3条は、利子補給の要件の規定であります。町の公納金を完納している中小企業者等と規定しておりますが、未納のある中小企業者等であっても納入が確実と認められる時は、利子補給が受けることができる旨の規定としております。

第4条は、利子補給の規定であります。利子補給は第2条第3号で規定する平成23年東北地方太平洋沖地震災害に係る災害貸付け融資要領による貸付金については、借入利率のうち、年0.7%を除いた利率を乗じて得た金額を、厚岸町中小企業融資規則による貸付金については、借入利率の内、年1.1%を除いた利率を乗じて得た金額と規定しております。

第5条は、利子補給の期間についての規定であります。利子補給の期間は、復旧資金の借り入れから5年以内とする規定でございます。

第6条は、利子補給に係る借入限度額の規定であります。利子補給をする復旧資金の限度額は、各融資制度で定める額の範囲内とする規定でございます。

第7条は、利子補給の交付の請求に関する規定でございます。利子補給の請求は、毎年、4月1日から9月30日まで及び10月1日から3月31日までに期間ごとに、その期間の末日に属する月の翌月中に当該期間の利子に関する計算書を添えて、利子補給金の交付を町長に請求しなければならないとする規定でございます。なお、年賦償還及び一括償還の場合も同様としております。

第8条は利子補給の交付の規定でございます。前項の規定による請求が適当であると認められた時は当該請求があった日の属する月の翌日中に交付するものとする規定であります。

第9条は利子補給の打ち切り等の規定であります。中小企業者等が借入金を目的以外に使用した場合は、利子補給を打ち切るとともに、既に交付した利子補給の全部又は一部を返還させることができる旨を規定しております。

第10条は、協力義務の規定でございます。利子補給を受けている中小企業者等は、町長が融資に関する報告又は当該融資に関する帳簿等の調査が必要となった場合、中小企業者等の協力義務を規定したものであります。

第11条は、規則への委任規定でございます。

次に附則でございます。この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。なお、この条例に伴う所要額は、332万5千円と見込んでおり、これに関わる平成23年度一般会計補正予算は、別途、今議会に提出させていただいております。また、本条例の施行に関する規則については、本条例の参考資料として別途配布させていただいておりますので、参考に供していただきたいと思います。以上、大変雑駁な説明ではありますが、ご審議のうえご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。1番、音喜多議員。

●1番（音喜多議員） 笑わないで聞いていただきたいんですけれども。この中に、中小企業者等という表現の仕方をしておりますけれども、当然、法人格を持った方で、営んでいる方もいらっしゃいます。あるいはそういった組織の中で商工会に加入されている方もいらっしゃいますが、個人で仕事をされている方もどうなのかなというふうに感じるんですが、この中小企業者等という意味は、現時点でこの災害に対しては、どのように定義を捉えているのかその辺をお伺いしたいと思います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ただ今ご質問にありました中小企業者等の定義の部分でございますけれども、これにつきましては法人格あるいは個人で営んでいる者。こちらも中小企業者という扱いになりますので、対象になると押さえてございます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●1番（音喜多議員） 今回の東北地方太平洋沖の地震の災害は、当町でいえば最大の被害を受けた方は漁業者だと私は思うんです。漁業者は漁業協同組合に所属はしていますが、この漁業者も対象というふうに理解していいのでしょうか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 中小企業者の中には、漁業者も該当になります。しかし、この北海道の融資制度それと町の中小企業融資、これはともに信用保証協会の保証付きということが原則となっております。ですから、この中小企業者保証協会の対象業種の中には農林漁業、それと遊興娯楽などの一部の業種については対象となっております。ですから漁業者につきましては、中小企業者であっても、この道の資金あるいは町の中小企業融資、こちらの方は借り入れることはできないということになってございます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●1番（音喜多議員） これで質問の機会は最後になりますが、今、農林漁業あるいは遊興娯楽ですね、遊戯関係ですね、娯楽関係と。それらはだめということになりますということですね。いわゆる信用保証協会の対象にならないということですね。参考までにお聞きしたいんですが、こういう漁業者は別の資金があると、町はみておりますか。それはそういうものなのでしょうか。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） このたびの災害で、今、ご指摘のとおり最も大きな被害を受けているのは、ある意味漁業者であるというふうに押さえておりまして、国は全国的に

激甚災害の指定を速やかにしていただきました。この指定を受けますと、公共施設については約、国が9割の補助をもって施設整備に当たるという考えが示されております。それは過去の例でもそのように措置してきたということでありまして、そこでこの漁業者の養殖施設、これは個人の施設であります。公共施設についてはそのように制度的にきちっとしたものがあるけれども、個人の施設についても今回は該当になるような情報が、今、まいてっております。ただし、この詳細について漁業協同組合でもまだ、はっきり、例えば個人施設のどこまで、要するに被害を受けて養殖魚具が散乱してその撤去にかかわった費用も含めて対象になるのか、それから湖内でホタテ板に付着した稚貝を養殖している方法と、かごに入れて養殖している方法、これが1連、100mの縄が1,500から2,000本くらいあったのではないかとわれておりますけれども。その施設のどこまでが対象となるのかは、まだ、詳細が見えておりません。厚岸町といたしましても、それから漁業協同組合といたしましても、できるだけ漁業者の個人的な負担が少なくなるように、国等の制度がフルに活用できるように、今、陳情を申しあげている最中でありまして、その対応がまだ明確に示されておきませんので、示された段階でまた、お知らせをしたいとそのように考えております。

●議長（南谷議員） よろしいですか。他にございせんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第7、議案第40号、平成23年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただ今上程いただきました議案第40号、平成23年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。今回の補正予算の内容であります、去る3月11日発生の東北地方太平洋沖地震による被害を受けた方々に対する支援策として本臨時会に提出し、ご承認いただきました3件の条例により執行する予算の追加補正でございます。議案書の1ページでございます。平成23年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）。平成23年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ14,225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,255,034千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります、記載のとおり、歳入では1款1項、歳出では2款2項にわたって、それぞれ14,255千円の増額補正でございます。事項別によりご説明させていただきます。5ページをお開き願います。

歳入でございます。21款諸収入、6項、3目、3節雑入、14,255千円の増。このたびの災害関連歳出の財源として、北海道市町村備荒資金組合の普通納付金現在額49,550千円の内から災害支消交付金として補正額の計上でございます。以上で、歳入の説明を終わります。

続いて7ページ、歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費10,930千円の増。東北地方太平洋沖地震津波による床上浸水となった住宅被災者に対する、厚岸町災害見舞金支給条例の一部改正による増額分の災害見舞金1,930千円。災害援護資金貸付金想定所要額9,000千円の計上でございます。次ページをお開き下さい。

6款、1項商工費、1目商工総務費3,325千円の増。東北地方太平洋沖地震災害復旧資金として、町融資分は80,000千円、道融資分は40,000千円を想定所要額とし、町融資分の保証料2,788千円。町融資分の利率1.1%を超える分及び道融資の0.7%を超える分の利子補給537千円の計上でございます。以上で歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。第2条、債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正による。3ページをお開き下さい。第2表債務負担行為補正。追加であります。東北地方太平洋沖地震災害に係る復旧資金利子補給に関する債務負担。期間平成24年度から平成28年度まで。限度額2,269千円であります。下段に調書がございますのでご参照願います。以上をもちまして、議案第40号、平成23年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由とさせていただきます。ご審議のうえご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） 先ほど、見舞金については67件というふうに説明されておりましたが、今回の災害援護資金貸付金9,000千円、これは何件を今のところ想定して、予算を組まれているのか。それから利子補給の方もそれぞれ何件ずつ見込んでこういうふうになっているのか教えてください。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 私の方からは、災害援護資金の貸付け件数についてお答え申し上げます。今回の予算計上に当たっては被害区分といたしまして、住宅の貸付け部分と、それから家財の貸付け部分、水道等の貸付け部分と3つの区分を見込みまして、全部で21件、現在調査を終えている67件ですか、ちょっと予算書を見た時には65件ということで。65件を元にしてはいますが、その件数から推計して考えて21件の貸付けを予定しているところでございます。住宅につきましては3件を見ております。それから家財につきましては15件、それから水道等の装置については3件、計21件と見込んでいるところでございます。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私の方から利子補給の部分のご説明をさせていただきます。町の中小企業融資でございますけれども、これにつきましては年間で1億5千万円という貸付けの枠がございます。それで23年度の当初予算において7千万円ほど貸付けを見込んで、それに関わる保証料の予算化もさせていただいております。今回は残っている8千万円分ということで、その借り入れる額によって保証料、利子補給が変わるわけでございますけれども、これは実際には実行されないと分からない話ですが、想定という中では200万円を借り入れるというものを4件、300万円を4件、500万円を4件、1,000万円を4件ということで仮定をしまして町融資の方につきましては、全部で16件になりますが、16件で8,000万円の借入を見込ませていただいたと。それと道融資の部分でございますけれども、こちらにつきましては1,000万円の借入を2件、2,000万円の借入を1件ということで、道融資につきましては、3件合わせて4,000万円の借入を見込ませていただいた予算計上ということになってございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） そうすると、この災害復旧資金の利子補給なんですけれども。今、16件と3件と言いましたよね。町融資が16件、これは全て災害、今回の地震災害で災害にあわれた人に対する利子補給なんですか。それとも、今年、厚岸町が予定している件数がこれだけだということなんですか、その辺、今の説明ではわからないんですけれども。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今回の予算につきましては、3月11日の津波による被害を受けた方々に対する利子補給ということで、計上させていただいたものが、町融資分の部分では16件で8,000万円、道融資については3件で3,000万円という見方に伴う保証料と利子補給額となっています。それと道につきましては3件で4,000万円ですね、これにつきましては利子補給を見込ませていただいたという内容でございます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。他にございませんか。13番、室崎議員。

●13番（室崎議員） 歳入のところでなんですが。備荒資金災害支消交付金と、これはあまり例のない歳入になると思いますので、この交付金の内容についてご説明をいただきたい。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 提案理由でもご説明申し上げましたが、北海道市町村備荒資金組合という組織がございまして、これは道内の全市町村が加盟している組織でございますが、この組織の目的はこうした大災害が起きた時に、加盟している市町村が財源を必要とするだろうという前提の下に、毎年、財政規模に応じて普通納付というのを積み立てて

ございます。厚岸町の場合は、年間500万円ということで毎年、積み立ててございます。そのお金を組合が原資といたしまして、こういった災害が起きた時にそれを取り崩して、その市町村に交付をして、その災害復興の財源とすることができるということでございまして、このたびの災害は正しくこの財源を使う目的に合致するということで、財源として計上させていただいております。ちなみに平成15年度の十勝沖地震の時のこういった災害関連経費の時も、この支消交付金を活用して、こういった関連経費を執行させていただいているという内容でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●13番（室崎議員） 厚岸町としては年間500万円ずつ積み立てていたということですね。それともう一つ、大した問題ではないんですが、この「災害支消」という、本店、支店の「支」に消えるという字が書いてあるんですが、これはどういう意味なんでしょうか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） これは、この組会の規約の中で使われている言葉で、専門用語でございますが、この規約の中でのこの「支消」の意味は、いわゆる、我々が基金条例がありますね、その時に基金繰入をする時に「取り崩し」という言葉を使います。それに相当する言葉としてこの規約の中では「支消」という専門用語を使っておりますので、「取り崩し」と、いわゆる厚岸町の分で積み立てていた分を災害の時にこの分は取り崩せるんだという意味で、解釈していただければと思います。

●議長（南谷議員） よろしいですか。他にございませんか。2番、堀議員。

●2番（堀議員） 災害援護資金の貸付金なんですけれども。今、議論のありました備荒資金を原資として900万円としているんですけれども。借入の申し込みが6月の30日までと言った中では、この900万円を超える場合というのが当然想定される場合というのもあると思うんです。住宅が3件、家財が15件、水道が3件といった説明がありましたけれども。もし、これを超える場合、900万円を超えるような場合にあってですね、借入の申し込みがあった時の、貸付の決定や貸付けの実行というものが、予算措置がない中で行われるように、予算措置がないから行われることはないんですけれども、その場合は時間的な、後から申し込んだ人については、時間的にちょっと待って下さいとかという場合というのもし起こり得るのかなというふうに思うんですけれども、この辺についてはどうなるのでしょうか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 本議会には、現在見込める想定所要額ということで計上させていただいておりますが、ご質問者言われるような場合も全くないとは言えないと思いま

す。その場合の措置でございますけれども、借入の申込みが6月末ということでございますから、通常であれば6月の定例会がございます。ただ、その前に貸付けを受けたいという場合もございますので、その場合は目、款、項、目の目の中で、社会福祉総務費の中に今回、措置させていただいておりますので、これは、その部分で流用執行ということも想定しながら、その申込者が必要としている資金が速やかにわたるように、弾力的な運用を図った上で次期定例会、通常であれば6月定例会になりますけれども、そこでまた補正予算案として増額補正をさせていただきたい、かように考えているところでございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●2番（堀議員） そうするとその社会福祉総務費全体の中で流用を考えておかなければならないということですが。そうするとその社会福祉総務費の執行の方での支障というものは出るという懸念はないのでしょうか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 現在、社会福祉総務費の当初予算の計上額は、2億5千万円ほどでございます。この部分を全て6月までに執行するという状況にはなってございせんから、現在、上程させていただきました金額は900万円でございます。そこをいくら上回るかという規模の中では全く支障のない範囲であるというふうに考えているところでございます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。他にございせんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 以上で、本臨時会に付議された議案の審査は、全部終了いたしました。よって平成23年厚岸町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前11時01分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年 3 月29日

厚岸町議会

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____